

顔の見える木材での快適空間づくり補助金交付要領

(趣旨)

第1 松阪地域で生産される木材の需要拡大を促進していくなかで、地域材「松阪の木」を使って建築物を建設（新築・増築・リフォーム）する者等に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

(定義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域材「松阪の木」とは、松阪地域で育林された原木を松阪地区木材協同組合員が製造し供給する木材製品のことをいう。
- (2) 顔の見える松阪の家づくり推進協議会（以下、「協議会」という。）とは、松阪市の補助金を受け、松阪地域で生産された木材を利用した木造住宅等を推進し、地域材の需要拡大を図ることを目的とする協議会のことをいう。
- (3) モニターとは、地域材「松阪の木」を使った建築物であることをPR等するにあたり、協力を頂くなど、地域材「松阪の木」の利用促進に向けた取組への協力者のことをいう。

(補助金の交付対象者)

第3 支援金の交付の対象となる者は、次の各号に該当するすべての項目を満たした建築を行う者であり、モニターとして補助金交付年度の翌年度から1年度間受諾できる者とする。

- (1) 自ら所有する、不特定あるいは特定多数の者が利用する建築物
- (2) 三重県内に所在する建築物
- (3) 新築、増築、リフォームに係る内外装の壁・天井・床・表しの梁や柱・化粧格子・作り付けの造作物（以下「内外装材等」という。）に「松阪の木」を一定以上使用する建築物
- (4) 補助金を交付申請する年度の3月末日までに棟上げ（リフォームの場合は内外装工事）が完了する建築物
- (5) 「松阪の木」内外装材等の施工箇所に、協議会が提供する「松阪の木・利用プレート」を掲示すること

(補助金)

第4 補助金の額は、内外装材等で別表に掲げる内容を限度とし、予算の範囲内において行う。

(補助金の交付申請)

第5 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、原則として棟上げ（リフォームの場合は内外装工事の）30日前までに、交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類及びその他協議会々長（以下、「会長」という。）が必要と認める書類を添えて協議会に申請しなければならない。

- ・「松阪の木」の内外装材等材料費の見積書（積算資料で当該部分が分かる資料でも可）
- ・施工場所が分かる資料（新築・増築の場合は平面図あるいは展開図に施工場所と施工面積を図示、リフォームの場合は写真に図示でも可）

- ・松阪地区木材協同組合員が製造・供給した出荷証明
- ・建築予定地の位置図（所在地住所を記載のこと）

（補助金の交付決定）

第6 会長は、第5の申請書を受理したときは、申請に係る書類の審査及び、必要に応じて現地調査等を行い、補助金の交付決定を申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第7 第6の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という）は、工事完了後、速やかに完了報告書兼補助金請求書（様式第2号）を会長に提出しなければならない。

（補助金の支払い）

第8 会長は、補助金の請求書の提出があったときは、その内容を審査し適正であると認めたときは補助金を支払うものとする。

（補助金の交付決定の取消及び返還）

第9 会長は、交付決定者が次の項目に該当するときは、補助金の交付決定を取り消すとともに、すでに交付した補助金の全額を返還するよう命ずることができる。

（1）提出書類に虚偽の事項を記載し、または補助金の交付に関し不正な行為があったとき。

付則 この要領は、令和7年4月1日より施行し適用する。

別表

	交付条件	交付金額
補助金条件	・松阪地区木材協同組合員の製材工場で加工した製品「松阪の木」を、内外装材等に10万円以上（消費税含）使用すること ・建築物全体が分かる外観写真（1アングル以上）、「松阪の木」を使用した個所の写真（協議会が提供する「松阪の木・利用プレート」を掲示したアングルも含め3アングル以上）を提出済であること リフォームの場合はビフォーアフターがわかるもの（解像度の良好な画像データでも可とする）	10万円